

〈路外駐車場設置（変更）届出書の記載例〉

路外駐車場設置（変更）届出書

令和 ○年○○月○○日

(宛先) 高槻市長

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

高槻市桃園町2-1 ○○駐車場株式会社

代表取締役 高槻 太郎

Tel.(○○○○)○○○○○○

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1	駐車場の名称	大手前駐車場			
2	駐車場の位置	高槻市大手町○丁目□番△号			
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	1,625 平方メートル			
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積(A+B+C+D)	2,825 平方メートル			
	a 建築物である部分	駐車場の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注)専用	900平方メートル (駐車台数60台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車 駐車台数 台
			特定自動二輪車 駐車台数 台		
			小計	900平方メートル	
			それ以外の部分	四輪車専用	150平方メートル (駐車台数10台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル				
	四輪車 駐車台数 台				
特定自動二輪車 駐車台数 台					
小計	150平方メートル				
	車路等の面積(B)	600 平方メートル			

3	規	b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	300平方メートル (駐車台数20台)	
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル		
					四輪車	駐車台数 台	
					特定自動二輪車	駐車台数 台	
				小計	300平方メートル		
			車路等の面積(D)	それ以外の部分	四輪車専用	375平方メートル (駐車台数25台)	
						特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル		
					四輪車	駐車台数 台	
					特定自動二輪車	駐車台数 台	
				小計	375平方メートル		
					500平方メートル		
4	模	駐車の用に供する部分の面積(A + C)		一般公共の用に供する部分	四輪車専用	1,200平方メートル (駐車台数80台)	
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル		
					四輪車	駐車台数 台	
					特定自動二輪車	駐車台数 台	
				小計	1,200平方メートル		
			それ以外の部分	四輪車専用	525平方メートル (駐車台数35台)		
						特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル		
					四輪車	駐車台数 台	
					特定自動二輪車	駐車台数 台	
				小計	525平方メートル		
4	構造	イ 建築物である部分	4階建 建築面積450㎡ RC耐火構造				
		ロ 建築物でない部分	アスファルト舗装				

5 設 備	イ 特 殊 の 装 置	a 特殊の装置の有無	有	
		b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要	認定の番号	〇〇〇
			特殊の装置の名称等	〇〇二段式駐車装置
	ロ それ以外の設備	料金所、CO ₂ 消火設備、警報装置、照明装置		
6	附帯業務のための施設		コイン洗車場	
7	従業員概数		3人	
8	供用開始(予定)日		令和〇年〇月〇日	

(注) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備考

- 1 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 2 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 3 3のロのa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月極契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 4 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 5 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 6 4のロ欄においては、車路及び駐車場の用に供する部分のみについて記載すること。
- 7 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 8 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による大臣の認定の番号を記載すること。
- 9 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 10 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 11 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

〈路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面の記載例〉

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書に基づき、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

必要な構造及び設備 移動等円滑化のために 特殊の装置	路外駐車場車いす使用者用駐車施設		3 台	
	路外駐車場移動円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値		0.1 %	
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無	無	
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）第 4 条の規定による認定の概要	認定の番号	
		特殊の装置の名称等		

備考

- 1 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 2 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 3 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）第 4 条の規定による認定の番号を記載すること。
- 4 「特殊の装置」ロ欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

〈路外駐車場管理規程届の記載例〉

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

高槻市桃園町2-1 ○○駐車場
代表取締役 高槻 太郎

路 外 駐 車 場 管 理 規 程 届

標記について、別添のとおり制定したので、駐車場法第13条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- | | |
|-----------|---------------|
| 1 駐車場の名称 | 大手前駐車場 |
| 2 駐車場の位置 | 高槻市大手町○丁目□番△号 |
| 3 供用(予定)日 | 令和○○年○○月○○日 |

〈路外駐車場管理規程変更届の記載例〉

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

高槻市桃園町2-1 ○○駐車場
代表取締役 高槻 太郎

路 外 駐 車 場 管 理 規 程 変 更 届

標記について、別添のとおり変更したので、駐車場法第13条第4項の規定に基づき届け出ます。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 駐車場の名称 | 大手前駐車場 |
| 2 変更(予定)日 | 令和○年□月△日 |
| 3 変更項目 | ①料金の変更
(現行) 300円/時間
(変更) 350円/時間

②供用時間の変更
(現行) 午前8時00分～午後10時00分
(変更) 午前8時00分～午後11時00分 |

〈路外駐車場休止届の記載例〉

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

高槻市桃園町2-1 ○○駐車場
代表取締役 高槻 太郎

路 外 駐 車 場 休 止 届

標記について、別添のとおり休止したので、駐車場法第14条の規定に基づき届け出ます。

記

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 駐車場の名称 | 大手前駐車場 |
| 2 駐車場の位置 | 高槻市大手町○丁目□番△号 |
| 3 休止期間 | 令和×年□月△日から令和○年□月△日 |
| 4 休止した理由 | 駐車場の増設工事を行うため。 |
| 5 休止台数 | 25台 |
| 6 休止した部分の面積 | 400平方メートル |

* 一部休止の場合は、休止した部分を明示した平面図(1/200以上)を添付

〈路外駐車場廃止届の記載例〉

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

高槻市桃園町2-1 ○○駐車場
代表取締役 高槻 太郎

路 外 駐 車 場 廃 止 届

標記について、別添のとおり廃止したので、駐車場法第14条の規定に基づき届け出ます。

記

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1 駐車場の名称 | 大手前駐車場 |
| 2 駐車場の位置 | 高槻市大手町○丁目□番△号 |
| 3 廃止年月日 | 令和○年□月△日 |
| 4 廃止した理由 | 当施設を月極駐車場として運用することになったため。 |
| 5 廃止後の利用計画 | 月極駐車場 |

〈路外駐車場再開届の記載例〉

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

高槻市桃園町2-1 ○○駐車場
代表取締役 高槻 太郎

路 外 駐 車 場 再 開 届

標記について、別添のとおり再開したので、駐車場法第14条の規定に基づき届け出ます。

記

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 駐車場の名称 | 大手前駐車場 |
| 2 駐車場の位置 | 高槻市大手町○丁目□番△号 |
| 3 再開年月日 | 令和○年□月△日 |
| 4 再開台数 | 25台 |
| 5 再開した部分の面積 | 400平方メートル |

* 一部再開の場合は、再開した部分を明示した平面図(1/200以上)を添付

〈路外駐車場管理規程の作成例〉

○ ○ ○ 駐 車 場 管 理 規 程

1 駐車場の名称 ○○○駐車場

2 駐車場管理者の氏名及び住所

(法人の場合)

- (1) 名 称 大阪○○駐車場株式会社
(2) 所 在 地 高槻市桃園町2-1 ○○駐車場株式会社
(3) 代表者の氏名 代表取締役 高槻 太郎

(個人の場合)

- (1) 住 所 大阪府○○市○○町2丁目3番3号
(2) 氏 名 ○ ○ ○ ○

3 供用時間

(1) 供用時間の開始及び終了時刻

○○時から○○時まで

ただし、△△時から△△時までの間は閉門する。

閉門時間中は、入口に備付けのベルを使用し、係員の指示を受けること。

(2) 休業日

〔例1〕 な し (年中無休の場合)

〔例2〕 日曜・祝日及び12月31日から1月3日まで

〔例3〕 毎週○曜日、及び○○○デパートの臨時休業日

(3) 上記のほか、駐車場管理者は、この駐車場の補修その他管理上やむを得ない場合には、主務官庁に届出の上、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

4 駐車料金

別記のとおり

定期(月極)駐車契約者に対しては、別紙定期(月極)駐車契約書により契約し、定期駐車券を発行する。

5 供用契約に関する事項

- (1) 駐車場管理者は、この駐車場に駐車中の自動車の保管にあたり、善良な管理者の注意を怠らなかったことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について、その損害の責任を負う。
- (2) 駐車場管理者は、この駐車場に駐車する自動車の積載物及び車内に留置された物品に関する損害については、一切賠償の責任を負わない。
- (3) 駐車場利用者及びその関係者(同乗者を含む)は、故意又は過失によって、この駐車場の設備及び他の駐車中の自動車等に損害を与えた時は、直ちにその損害を管理者及び他の被害者に賠償しなければならない。
- (4) 駐車場利用者間の事故・トラブルについては、当事者間で解決するものとする。
この場合、駐車場管理者は一切責任を負わない。
- (5) 駐車場利用者は、この駐車場の供用期間中に駐車した自動車は引き取らなければならない。
ただし、あらかじめ駐車場管理者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (6) 駐車場管理者の承諾なくして、この駐車場の営業終了時刻である〇〇時までには、自動車を引き取らなかった時は、〇〇時から営業開始時刻の〇〇時までの間の駐車に対し、1時間(30分)につき〇〇〇円の割合で違約金を徴収する。

6 駐車場利用者の遵守事項

駐車場利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車位置、場内の交通規制等は、標識・表示又は係員の指示に従うこと。
- (2) 場内での走行は徐行すること。
- (3) 自動車内に貴重品、その他の物品を留置しないこと。
- (4) 駐車中はエンジンを必ず停止し、自動車から離れる時は窓を閉め、ドア及びトランクは施錠すること。
- (5) 駐車場内の設備、又は他の自動車及び器具等に、毀損、破損、汚損を与えた時は、速やかに係員に申し出ること。
- (6) 駐車場利用者は駐車中に、自己の自動車に事故が生じたと認められる時は、出場以前に係員に申し出なければならない。
- (7) 駐車場利用者及びその関係者(同乗者を含む)は、禁止されている場所へ立ち入り、特殊装置操作盤、その他の機器類に許可なく触れてはならない。
- (8) 駐車券は必ず携行し、車内には置かないこと。
- (9) 駐車場利用者は、同一の自動車を引き続き〇〇日を超えて駐車させることはできない。
ただし、事前に申し出があった自動車はこの限りでない。
- (10) 駐車場利用者が前項の駐車制限時間超過後も、自動車を引き取らない場合には、駐車場管理者は当該自動車の車検証記載の所有者、又は使用者に引き渡すことができるものとする。

(11) 駐車場利用者は、駐車券を紛失した場合は、この駐車場に自動車を入場させた日の午前0時から出場させた時点までの間の駐車料金を支払わなければならない。

(12) 前各号に掲げるものの他、係員の指示に従うこと。

7 駐車場管理者は遵守事項その他必要な事項を場内の見やすい場所に掲示する。

8 駐車場管理者は、次の場合には駐車を拒否することができる。

(1) 駐車場利用者及びその関係者(同乗者を含む。)が駐車場管理規程を守らなかったとき。

(2) 危険物を積載している自動車、その他駐車場の管理上支障があると認められる自動車が駐車する場合。

9 駐車できない自動車

(1) 高さ〇〇mを超えるもの、及び特殊自動車

(2) 長さ〇〇m、幅〇〇m、高さ〇〇m及び重量〇〇トンを超えるもの

10 附帯業務

例 (1) 自動車修理工場

(2) 洗車業務

(3) レンタカーの貸し出し

(4) カーアクセサリ等の販売

(5) 売店

(6) 軽飲食、喫茶店、レストラン

(7) タバコ販売

(8) なし(附帯業務がない場合)

別記駐車料金（記載例）

1 時間駐車

自動車の種類	最初の1時間まで	以後30分毎に	30分まで毎に	1日(1回)
	円	円	円	円
	円	円	円	円

2 定期(月極)駐車

自動車の種類	全日	夜間	昼間	平日
	円	円	円	円
	円	円	円	円

3 駐車回数券

〇〇〇円 〇〇枚綴り 〇〇〇〇円

4 プリベイトカード

〇〇〇〇円分 〇〇〇〇円
〇〇〇〇〇円分 〇〇〇〇〇円

5 その他

〇〇〇店において、金〇〇〇円以上お買上げの顧客で、駐車券に認印のある者に限り、〇時間まで無料とする。

以 上